

第2版の発刊にあたって

相続預金の差押えについて、実務上の進展がみられたので、新たに章を起し（第9章）、6項目に分け、記述内容を充実させました。

他、徴収担当職員の皆さんの質問に答え、設例等を追加し（Q4-16、6-3、8-1、8-2、第13章第5の5等）、全体を通して、文章・表記を平易な記述に改めました。また、取立権の性質につき、筆者に理解不足の点があり、関連部分の記載を改めました（第1章第1の5等）。

※

1993年、バブル経済が崩壊以降、日本国民の所得水準は低下の一途をたどり、2008年のリーマンショックがさらに追い打ちをかけました。

現在、男子給与所得者の23%、女子給与所得者の56%が非正規雇用で、その平均年収は男子が230万円、女子が150万円です。2019年以降は、COVID-19（新型コロナウイルス）による景気衰退で、低所得者層は、社会福祉協議会のコロナ特例貸付や民間NGOの食糧支援に頼らざるを得なくなっています。

※

給料差押えはもとより、本書に記載した反対債権（住宅ローン等）のある預金、差押禁止債権が振り込まれる預金口座、破産者の自由財産となる預金の差押えは、時に滞納者の経済生活に痛打を与えます。特に单身婦女子、母子家庭の預金差押えは、「手持ち現金数百円」にまで追い込みかねません。

地方自治体の究極の目的は、住民福祉の増進です。

徴収職員の皆さんが、一過性の差押えに備えることなく、滞納者に対して優しさと思いやりをもって、丁寧な納付相談を行い、滞納原因を探索し、滞納者の生活再建、担税力の回復を図りながら、滞納を解消するという徴収技法を地道に実践されることを切に願う次第です。

2022年4月

瀧 康 暢

第1編

滞納処分による給料差押え

第1章 債権差押えと給料差押え

第1 債権差押えの共通事項

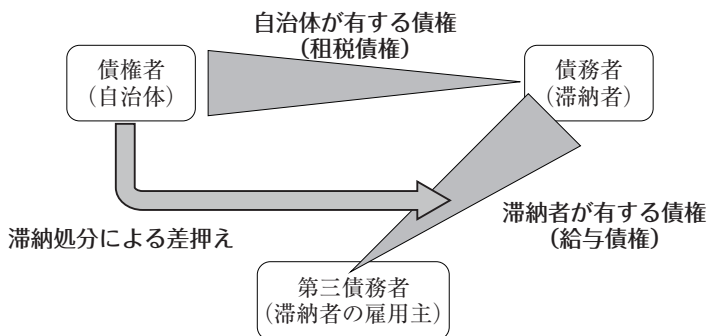
1 債権とは

債権とは、債権者が債務者に対して一定の行為を請求することができる権利をいいます。

たとえば、給与の支払いまたは預金の払戻しなどを求める「金銭債権」、車を購入した際に車の引渡しを求める「引渡請求権」などがあります。

債務者が、債権の内容を任意に履行しない場合は、債権者は、履行の強制を裁判所に請求することができます（民法414①）。

〔図2〕 給与債権差押え関係図



2 債権の差押えとは

差押えとは、国家権力（公権力）により特定の財産について、私人の事実上、法律上の処分を禁ずる行為（処分）をいいます。差押えは、私人の財産を凍結し、その財産を強制換価する第1の段階として行われます。

滞納処分による債権の差押えは、滞納処分庁の権限で滞納者の有する給料・売掛金・預金等の債権の処分（給料・売掛金の受領、預金の払戻等）を禁じる行政処分といえます。債権の差押えにより、債権者は、取立権を取得し、第三債務者（雇用主・銀行等）から、直接、債権の取立てをすることができるようになります。

3 差押えの対象となる債権

滞納処分の差押えの対象となる債権は、金銭または換価に適する財産の給付を目的とする債権です（徴基通62-1）。「給付」とは、「金銭の支払い」や「物の引渡し」などのことです。

そのため、金銭や物の給付を求めない行為（例：演奏する）または不作為（例：競業しないこと）を目的とする債権は、差押えの対象となりません。

4 債権差押えの効力

(1) 処分禁止の効力

差押えは、滞納者の財産の処分（売却、弁済金の受領、担保の設定、賃借等）を禁止する効力を有します（処分禁止効）。差押え後に、滞納者が財産の譲渡や抵当権や賃借権などの権利設定等をして、差押債権者に対抗することはできません（徴基通47-51）。「対抗することができない」というのは、簡単にいうと、「裁判で主張しても通らない。認めてもらえない」ということです。

この処分禁止効は、その差押え後の財産の処分を絶対的に否定するものではなく、差押債権者との関係において否定されるという相対的な効力にとどまります（「令3徴基通逐条解説」47条関係51解説(2)）。たとえば、差押不動産を滞納者が売却した場合、滞納者とその処分の相手方との当事者間では有効なので、滞納者（売主）は売買代金の請求ができ、買主（処分の相手方）は滞納者に対して不動産の引渡しおよび所有権移転登記の請求ができます。そして、実際に所有権移転の登記もできます。

もっとも、差押債権者に対して、その効力を主張することができないため、公売手続で第三者に売却されると、滞納者から不動産を買い受けた買主は所

第1章 債権差押えと給料差押え

有権を取得することができません。

(2) 債権差押えによる処分禁止効の内容

債権差押えでは、処分禁止効により、第三債務者は、被差押債権の履行（弁済）が禁止されます。したがって、債権差押通知書の送達を受けた後に、第三債務者が滞納者に対して履行（弁済）しても、差押債権者に対して対抗することができません（徴基通62-30）。

具体的には、差し押さえられた債権につき第三債務者（例：雇用主）が、滞納者（例：従業員）に金銭を支払ってしまった場合、差押債権者は、第三債務者に対して、さらに支払うよう請求できるということです（民法481①）。つまり、第三債務者は、二重払いしなければならなくなるわけです。もっとも二重払いをした第三債務者は、二重払い分を取り戻すため、滞納者に対して求償（返還を求める）することは可能です（同法481②）。

なお、「第三債務者」とは、滞納者に対して債務を負う者（金銭の支払義務を負う者）のことです（徴基通62-23）。たとえば、滞納者に対して給料の支払債務を負っている雇用主、滞納者の預金がある銀行、工賃・請負代金などの支払債務を負う元請会社が、第三債務者となります。

(3) 消滅時効の完成猶予および更新の効力

差押えに係る租税債権は、差押えの効力が生じたときに消滅時効の完成が猶予されます（地税法18③、通則法72③、前民法147二、民法148①一）。

債権差押えの場合、債権差押通知書が、第三債務者に送達された時に差押えの効力が生じることから（徴収法62③）、その送達時に消滅時効は完成が猶予されます。そして、時効の完成猶予の効力は、配当が終了した時（充当日。徴基通47-55(1)）または差押えの解除まで継続します。充当日もしくは差押えの解除日に消滅時効は更新し、翌日から（初日不算入）再び消滅時効が進行します（民法148②、徴基通47-55）。

5 取立権の取得とその性質

滞納処分による債権の差押えにより、徴税吏員は取立権を取得します（徴収法67①）。取立権の性質は、滞納処分庁が、滞納者に代位するものです。

債権の差押えにより、取立権を取得した徴税吏員は、滞納者の第三債務者（銀行、雇用主等）に対する債権（預金債権、給与債権等）を滞納者に代わって固有の権限として行使できます。

したがって、取立権を取得した徴税吏員は、取立てが完了するまで第三債務者に対して、差し押さえた給与債権の取立てのために必要な裁判上、裁判外のいっさいの権利（滞納者の有する権利と同一内容の権利）を自らの判断で行使できます。具体的には、雇用主に対して、電話、文書による支払いの催告や事務所に臨場し対面による取立てができることはもちろん、支払督促の申立て、差押債権取立訴訟の提訴、民事執行法による強制執行の申立てができます（「令3徴基通逐条解説」67条関係3解説(1)）。

第2 給与債権の差押えの特色

1 給与と給料、賞与、退職手当の定義

給料、給与の定義は、法律によって、異なります。

国税徴収法では、「給与」とは、雇用関係またはこれに準ずる職務関係により雇用主等から支給される報酬その他の収入をいいます。

「給料」とは、給与のうち、継続的に支給されるもので、賞与または退職手当の性質を有する給与以外の給与をいいます。

「給料等」とは、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与をいい、「これらの性質を有する給与」としては、役員報酬、超過勤務手当、扶養家族手当、宿日直手当、通勤手当等があります。法人の役員報酬、通勤手当も給料等に含まれる点が、滞納処分による差押えの対象となる給料等の特色です（徴基通76-1）（Q 4-9（37頁）、Q 4-10（38頁）参照）。

「賞与」とは、一定の時期に法令、規約、慣行等により支給される給与で、給料等のように継続的に支給される給与以外のものをいいます。

「賞与等」とは、賞与およびこの性質を有する給与をいい、「この性質を有する給与」としては、公務員の期末手当、勤勉手当等があります。

【編著者紹介】

瀧 康暢（担当：序章、Q3-2、Q4-2、Q4-4、Q4-6、Q4-16、Q5-1、Q6-3、Q6-8、Q8-1、Q8-2、第9章から第18章）

〔略歴〕

弁護士。弁護士法人公園通法律事務所所長（TEL：0586-26-6266 URL：<http://www.park-lo.com/>）

自治体支援弁護士プロジェクトチーム代表（URL：<http://lg-law.jp/>）

東京都立大学法学部政治学科卒業後、1994年弁護士登録。2010年より市町村アカデミー「使用料等の滞納整理」研修講師、2013年よりJIAMで「市町村税徴収事務」研修講師、2015年より市町村アカデミー「市町村税徴収事務」研修講師を務める。

横須賀市、船橋市、大津市、野洲市で徴収アドバイザー。2019年より厚生労働省国民健康保険（税）収納率向上アドバイザー。

〔主な著書〕

『生活再建型滞納整理の実務』共著（ぎょうせい、2013年）

『過払金返還請求・全論点網羅2017』共著（民事法研究会、2017年）

『Q&A 過払金返還請求の手引〔第5版〕』共著（民事法研究会、2017年）

『自治体債権の滞納処分停止・債権放棄の実務』（ぎょうせい、2018年）

『自治体債権回収のための裁判手続マニュアル』共著（ぎょうせい、2020年）

板倉 太一（担当：第1章から第8章）

〔略歴〕

横須賀市税務部納税課・係長。

早稲田大学教育学部社会科学部社会科学専修卒業後、2005年神奈川県横須賀市入庁。2007年4月に納税課に着任。市税徴収担当を経験後、2008年度から、市全体の未収債権の回収指導、移管された税外債権と市税の一元徴収、債権管理条例の策定、庁内債権管理マニュアルの作成、電話・訪問による納付案内業務の民間委託、ファイナンシャルプランナーによる納税相談業務の委託などに携わる。

2018年度より市町村アカデミー「市町村税徴収事務」研修で講師を務める。

滞納処分による給料・預金差押えと取立訴訟の実務 〔第2版〕

2022年6月5日 第1刷発行

定価 本体3,600円+税

編著者 瀧 康暢 板倉太一
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。
カバーデザイン 民事法研究会

ISBN978-4-86556-513-3 C2032 ¥3600E